

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 R5白石～一関間橋梁補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	特記仕様書 24-4-3 塗替塗装 塗替塗装 塗替塗装 (炭素繊維シート部) A, B, C の中塗り、上塗り塗装の m2 当たり材料 使用量が設計図に記載されていませんので、 ご教示ください。	設計図書を訂正致します。後日、訂正公告を ご確認願います。
2	特記仕様書 24-4-4 塗膜除去工 除去する塗膜に PCB の含有を想定しているか ご教示願います。	想定しておりません。
3	特記仕様書 24-4-4 塗膜除去工 塗膜除去工は 100m ² 以下のため、土木工事標 準単価適用外です。よって、積算では見積単 価を採用しているのでしょうか。	積算の内容に関する質問にはお答えできま せん。
4	特記仕様書 24-4-4 塗膜除去工 乾式ブラストについて、「鉛等有害物の濃度 を十分に低下させる実用上の効果が期待で きる工法」との記載がありますが、当初想定 されている工法をご教示ください。	乾式ブラストの工法については、施工管理要 領等に記載のとおりです。
5	特記仕様書 24-4-9 支承補修工 沓 座モルタル補修工 既設モルタル撤去の方法は、ウォータージェ ット工法を用いたはつり処理で見積すれば よろしいですか。既設モルタル撤去方法につ いてご教示ください。	貴社の施工計画に基づいて必要な費用を計 上願います。
6	特記仕様書 24-4-9 支承補修工 沓 座モルタル補修工 特記仕様書に型わくの記載がありませんが、 積算において型わくは積上げ計上しないの でしょうか。型わくの計上の有無をご教示く ださい。	特記仕様書に示すとおり、沓座モルタル補修 工に必要な費用で諸経費に含まれるものを 除くすべての費用が含まれるものとお考え 下さい。

番号	質問事項	回 答
7	<p>特記仕様書 24-4-9 支承補修工 遊間補修工</p> <p>設計図に記載の施工手順フローは、現地調査→上沓ストッパー変形部溶断→新設上沓ストッパー取付→跡片付けとなっています。特記仕様書の(7)支払 3) 支承補修工 遊間補修工の支払には、現地調査と上沓ストッパー変形部溶断の記載がありません。積算においては、現地調査と上沓ストッパー変形部溶断は直接工事費に積上げ計上されていると考えてよろしいですか。</p>	<p>特記仕様書に示すとおり、遊間補修工に必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用が含まれるものとお考え下さい。</p>
8	<p>特記仕様書 24-4-10 鋼桁補修工</p> <p>割掛対象表に鋼桁補修工に割掛かる足場が計上されていません。鋼桁補修工はすべて検査路を足場として使用する計画で、足場設置撤去は積算対象外でしょうか。</p>	<p>設計図書を訂正致します。後日、訂正公告をご確認願います。</p>
9	<p>向原橋 設計図 7/11 向原橋</p> <p>鋼桁補強工詳細図(その2)</p> <p>シート端部の境界部詳細図に、有機ジンク塗料範囲、下塗り範囲の記載がありますが、施工フローと数量表には有機ジンク塗料、下塗りの記載がありません。有機ジンク塗料、下塗りは積算対象外でしょうか。積算対象の場合は、計上する単価項目先と施工数量をご提示ください。</p>	<p>設計図書を訂正致します。後日、訂正公告をご確認願います。</p>
10	<p>設計図 遊間補修工 A～I</p> <p>施工手順フローに記載の「現地調査」は直接工事費と間接工事費のどちらに積上げすればよろしいですか。</p>	<p>土木工事積算基準に基づき、御社の施工計画に基づいて必要な費用を計上願います</p>
11	<p>特一 (7) 支承補修工 遊間補修工</p> <p>ストッパー製作について 工事積算基準 第 15 編 鋼橋工 3 鋼構造物の製作を使用すると考えます。このとき、小型部材または一般部材と考えればよいのか。ご教示ください。</p>	<p>土木工事積算基準に基づき、貴社の施工計画で必要な部材でお考えください。</p>

番号	質問事項	回 答
12	<p>足場工 数量内訳 割掛け対象表参考内訳 足場工費 向原橋、 築館高架橋の10m以下と10～20mの 内訳及び期間がわかりません。ご教示ください。</p>	<p>割掛け対象表参考内訳書の内容に関する質問は受付ておりません。</p>
13	<p>移動足場 対象機械 トラック架装リフト（ブーム型）を使用とあります。 対象は「はく落防止工事」ですが高さの区分けが（ブーム旋回型）としているようです。 施工性を考えると後者かと考えますが。ご教示ください。</p>	<p>割掛け対象表参考内訳書の内容に関する質問は受付ておりません。</p>
14	<p>契約 N021 塗膜除去工 一般部 土木工事積算基準 P34-21-3 において「既存塗装調査、剥離試験結果により剥離塗布回数を考慮」とあります。特記 P28 に「2回塗布」とされていますので、事前調査結果からの指定と考えます。以上から今回は「既存塗装調査、剥離試験」を別途計上する必要はないと考えてよろしいか、ご教示ください。</p>	<p>特記仕様書に示すとおり、「2回塗布」は想定であるため、剥離状況の確認は必要になります。</p>